

4. 新規採択の抑制・厳選等による箇所のスリム化、投資の重点化

国土交通省所管公共事業の事業評価実施要領に基づく事業の新規採択時評価、再評価等を実施し、公共事業の効率化・透明化を図るとともに、事業中箇所への集中投資により事業のスピードアップ、早期供用を図る。

(1) 新規事業の抑制等事業中箇所への集中投資

大規模ダム事業について実施計画調査の新規着手、また地方港湾、地方空港の新規着手をゼロとするなど、新規事業の抑制を図る。

(事業実施箇所数の減少割合)

区分	H 8	H 14 注(箇所数)
河川事業		約 6.2%減
ダム事業		約 3.4%減
砂防事業		約 5.1%減
地すべり対策事業		約 2.7%減
海岸事業		約 2.5%減
急傾斜地崩壊対策等事業		約 5.6%減
街路事業		約 3.6%減
地方道事業		約 4.4%減
港湾事業		約 3.4%減
空港事業		約 3.2%減
住宅地関連公共施設等整備促進事業		約 3.7%減
下水道事業		約 5.5%減
都市公園事業		約 6.8%減

注) 住宅地関連公共施設等整備促進事業：団地数
下水道事業：未供用箇所数

(2) 事業の新規採択時評価

全ての新規採択箇所について費用対効果分析を含めた総合的な評価を実施(平成13年度予算については1,353事業を評価)し、公表。さらに、今年度より、新規採択について個別箇所ですべての内示をされる事業については評価結果等を概算要求時に公表。

(3) 事業の再評価

平成14年度予算の成立に向け長期継続中の事業等約800件の事業について再評価を実施。従来の「事業の必要性等」の視点に加え「事業の進捗の見込み」の視点による評価を行い、中止その他の措置を講ずる。また、学識経験者等による研究会を設置し、評価手法の向上に努める。

(4) 事後評価システム

平成11年度より試行している事後評価の実績を踏まえ、本格導入に向けた検討を行う。